

松田議員要望項目一覧

令和6年度当初分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 ナショナルサイクルルート指定に向けた態勢整備について 令和5年2月に「鳥取うみなみロード」のナショナルサイクルルート指定に向けた整備方針である「鳥取うみなみロード整備計画」を策定し、ソフト・ハードにわたり整備を進めているところであるが、令和6年度は指定に向けた総仕上げの年としなければならない。</p> <p>ついては、サイクルツーリズムの全県展開により、機運醸成を図るとともに、矢羽根や注意喚起看板などの走行環境の整備、並びに「ダイジョウブシステム」の拡充や「サイクルトレイン」など受入環境の充実を図って万全の態勢で臨んでいただきたい。</p> <p>併せて、今後インバウンドが活発になることを見込み、受入環境の1つとしてハイエンド層がサイクリングで周遊できるルートについて検討いただきたい。</p>	<p>次期ナショナルサイクルルートの指定に向けて、矢羽根や注意喚起の路面表示、案内看板等をはじめとする走行環境の整備を進めるほか、「ダイジョウブシステム」の拡充といった受入環境の充実や情報発信の強化等、「鳥取うみなみロード整備計画」に基づくハード面・ソフト面の整備を進め、令和6年度中の完了を目指す。</p> <p>また、県内サイクルイベントの開催やレンタサイクル拠点整備を引き続き支援するなど、地元自治体や商工・観光団体等と連携しながら、地域におけるサイクルツーリズム推進の機運醸成を進める。</p> <p>併せて、地元の高付加価値な観光資源の活用やテーマ性を持ったサイクリングルートの設定などにより、ハイエンド層にも満足いただけるような周遊ルートづくりを進める。</p> <p>・サイクリストの聖地鳥取県整備事業（サイクルツーリズム推進事業） 47, 166千円</p>
<p>2 台湾とのサイクルツーリズムを通じた交流について 本県は台湾台中市と2017年に観光交流協定、2018年に友好交流協定を締結し、様々な分野で交流を推進してきているところである。</p> <p>昨年、コロナ禍で滞っていた台湾-鳥取のチャーター便も再開され、本県と台中市との相互交流も本格化してきている。</p> <p>このチャーター便就航を契機に台湾との新たな定期路線開設を目指していただきたい。</p> <p>また、台中市には世界的な自転車メーカーの本社が立地し、台湾10大自転車道に挙げられるサイクリングロードもあり、豊富なサイクルイベントがあるなど、サイクリングがとても盛んな地域であり、本県と同様、サイクルツーリズムを通じて観光、産業の発展を目指す共通点がある。</p> <p>ついては、本県が目指しているナショナルサイクルルート指定の機運醸成のためにも、台中市をはじめとした台湾とのサイクルツーリズムを通じた交流の更なる拡大・活性化に取り組んでいただきたい。</p>	<p>まずは県内空港への早期の長期チャーター便実現に向け、引き続き航空会社や旅行会社と調整を進めていく。併せて台湾での旅行博への出展や「鳥取県観光PR大使」によるSNSを活用したプロモーション、旅行社やメディア・インフルエンサーを招へいた視察ツアーなど、四季を通じて、本県の豊かな食や自然などを積極的に情報発信して知名度向上を図り、チャーター便の実績を積み上げることで1日も早い定期便就航を実現する。</p> <p>台湾台中市とは、2018年11月の友好交流協定締結以降、サイクリング、青少年、観光等の幅広い分野で交流を推進しており、サイクリングでは交流団を相互派遣してきた。昨年10月の「鳥取すごい！ライド」には台湾から7名（日本在住の台湾関係者を含めると16名）に参加していただき、久しぶりに自転車交流による親睦を深めた。</p> <p>引き続き、台中市をはじめとする台湾との交流を推進していく。</p> <p>・インバウンド観光V字回復推進事業 547, 350千円 ・国際交流推進事業 122, 250千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>3 悪天候等による小・中・高等学校休校の判断について</p> <p>台風・大雪などの悪天候等による小・中・高等学校における休校の判断は、市町村又は学校によって異なっており、県内で休校措置の判断基準が統一されていない。</p> <p>また、一部の県立高等学校では、JR等公共交通機関が運休の際においても、休校措置が行われず、生徒・保護者に混乱・負担が生じている。</p> <p>悪天候等による臨時休校の判断については、生徒・保護者に混乱が生じないように、市町村教育委員会や各学校に基準の見直しの働きかけを行うとともに、県立学校の休校措置については判断基準を県内で統一していただきたい。</p>	<p>荒天時における臨時休業の判断基準については、各学校がその通学条件に応じて定める必要があるため、県としては統一の判断基準を設定する考えはないが、昨年7月の大雨時においては従来の判断基準では対応できない状況が発生したことから、9月に県立学校及び市町村教育委員会を対象とした説明会を開催し、臨時休業等の判断基準例を提示した上で基準の見直しを促したところである。</p> <p>今後も適宜学校や教育委員会への指導助言を行い、児童生徒の通学の安全確保に努めていく。</p>
<p>4 淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可について</p> <p>米子市淀江町で計画されている産業廃棄物の最終処分場について、鳥取県環境管理事業センターは計画の策定を終え、近々処分場の設置許可を県に申請する予定としている。</p> <p>鳥取県環境管理事業センターは、計画を策定するに当たっては住民の要望や現場の調査を踏まえ、環境への影響が懸念される事項について安全対策を工夫したとし、また事業を進めるに当たっては住民に説明を行い、理解を得ながら実施するとしている。</p> <p>については、淀江産業廃棄物管理型最終処分場の設置許可に当たっては、地元住民の声を聞き、地元住民の納得が得られるよう、拙速な判断を行うことなく慎重に審査をした上で、的確な判断をしていただきたい。</p>	<p>今後、設置許可申請が行われた場合は、廃棄物処理法に基づく地元住民など利害関係者からの意見提出の機会を設けるとともに、技術的な基準への適合や周辺環境への影響等について専門家の意見を聴いた上で、客観的で科学的な根拠に基づく厳格な審査を行うこととしている。</p>